

千葉市生活支援コーディネーターについて

1 目的

生活支援コーディネーターとは、高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を継続していくために必要となる、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図ることを目的とする。(生活支援体制整備事業)

2 構成

千葉市生活支援コーディネーターは、千葉市区域で活動する生活支援コーディネーター(第1層生活支援コーディネーター)及びあんしんケアセンター圏域(第2層生活支援コーディネーター)で構成する。

なお、千葉市あんしんケアセンターに配置する職員は第2層生活支援コーディネーター(以下、コーディネーター)である。

3 業務目的

(1) 資源開発

高齢者の支援ニーズをふまえ、地域に不足する生活支援・介護予防サービスの創出を行う。

なお、創出とは新規立ち上げだけではなく、既存資源の発掘及び活用を含む。

(2) ネットワークの構築

多様な主体を含む関係者間の情報共有や、生活支援・介護予防サービス提供主体間の連携のための体制づくりを行う。

(3) ニーズと取組のマッチング

高齢者自身の関心や選択を踏まえ、主体的に参加できるよう、包括3職種と連携してインフォーマル資源とのマッチングを行う。

4 業務内容

上記「3 業務目的」を遂行するため、効果的な体制整備が推進できるよう、以下の業務を行う。

なお、千葉市あんしんケアセンター運営事業においては、協働を図ることにより効果的な活動が継続できるよう兼務とする。

(1) コーディネーターに関する業務

ア 地域資源情報などの収集・管理・公開

これまで把握した地域特性や実情、ニーズ等のあらゆる情報を整理し、地域診断を行うとともに、必要な地域資源情報を収集する。把握した情報は適切に管理し、関係機関等(千葉市あんしんケアセンター、行政機関、社会福祉協議会、地域住民等)と共有するなどして更なる連携・ネットワークの強化を図る。

また、把握した「通いの場・交流の場」及び「生活支援サービス」に関する地域資源情報については、「千葉市の地域資源情報データベースシステム(千葉市の生活支援サイト・Ayamu)」で管理・情報提供を行う。

イ コーディネーター活動の周知

高齢者支援・地域づくりの中心的役割を果たす団体のみならず、多様な主体に対してコーディネーター活動を周知する。

ウ 関係者間とのネットワークの構築及び協働による取り組みの推進

第2層協議体を設置するなどして、千葉市あんしんケアセンター、社会福祉法人、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体、老人クラブ、民間企業、行政関係部署等、多様な関係主体との連携を構築し、生活支援体制整備のための協働した取り組みを推進する。

エ 生活支援サービス・介護予防サービスの担い手の養成

関係機関等と連携を図りながら、元気な高齢者をはじめとする多世代の地域住民が担い手として活動できるよう支援する。

オ 市定例会及び研修への参加

コーディネーター間の情報交換や資質向上のために、市が開催する定例会議及び各種研修会に積極的に参加する。

カ 地域ケア会議等への参加

必要に応じて、市または千葉市あんしんケアセンターが主催する地域ケア会議やその他関係機関による会議に参加する。

キ 第1層生活支援コーディネーター及び他のコーディネーターとの連携

区域で活動する第1層生活支援コーディネーターが主催する区定例会等を通じて、第1層生活支援コーディネーター及び他のコーディネーターとの連携を図り、適宜、相互に活動の支援を行うなどして円滑かつ効果的に業務を遂行する。

ク その他必要に応じて、市と協議して決定した業務。

(2) 認知症地域支援推進員としての活動

ア 認知症の人及びその家族等の生活支援体制整備に関する業務。

イ 認知症の普及啓発に関する業務。

(3) その他

ア 介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援事業を兼務することはできない。

(4) 業務遂行にあたっての遵守事項

ア 関係法令等の遵守

受託者自らの責任において、関連する法令（最低賃金法、労働基準法、職業安定法及び労働関係諸法令並びに指針等の関連法規を含む）及び条例等を遵守すること。

イ 個人情報の保護

千葉市個人情報の保護に関する法律施行条例等の関係規程を遵守し、業務上知り得た個人情報は適切に保護される必要がある。

ウ 守秘義務

業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、業務の目的外に使用したりすることはできない。委託契約期間終了後も同様とする。

4 コーディネーターの要件

コーディネーターについて、以下のいずれかの要件を満たすものとする。

ア 高齢者の医療や介護における専門的知識及び経験を有する資格保持者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉

士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士又は介護支援専門員)

イ 上記ア以外で高齢者の医療や介護における専門的知識及び経験を有し、地域活動、住民との関係構築、ファシリテート能力に優れた資質のある者

5 配置場所について

原則、千葉市あんしんケアセンター内に配置する。

6 実施体制

(1) 常勤の専任職員を1名配置する。

(2) コーディネーターの管理責任者は、千葉市あんしんケアセンター管理者が兼ねることとする。

7 委託料

運営のための費用については、千葉市議会において令和9年度予算案が可決された後に決定する。

参考として令和8年度の委託料は5,274,556円。